

# 令和2年度 第22回庁議要旨

日時：令和3年3月2日（火）

午前8時25分～同50分

会場：防災センター

## [報告事項]

### 1 新型コロナウイルス感染症対応協力金の交付について（健康部）

新型コロナウイルス感染症について、政府は、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ急速な増加が確認されていることを受け、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言を再発令した。

本市においても、依然として警戒を緩めることができない状況であり、医療提供体制への影響も懸念されていることから、感染症の感染拡大防止及び発熱症状を有する患者等に対する診療体制の確保が求められている。

新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査体制を構築するため、感染リスクと向き合いながら、PCR検査（検体採取）を実施している帰国者・接触者外来及び診療・検査医療機関を支援するもの。

#### (1) 主な内容

##### 【新型コロナウイルス感染症対応協力金の概要】

PCR検査（検体採取）を実施している帰国者・接触者外来及び診療・検査医療機関に対して、協力金を交付する。

##### ① 交付対象者

宮城県からの指定を受け、帰国者・接触者外来及び診療・検査医療機関となっている市内の医療機関

##### ② 交付金額

帰国者・接触者外来を設置した日又は診療・検査医療機関として指定された日から令和3年3月31日までの期間の月数に50,000円を乗じた額

#### (2) 今後の予定

令和3年3月 石巻市新型コロナウイルス感染症対応協力金交付要綱の制定  
(告示の日から施行、令和2年4月1日から遡及適用)

### 2 石巻市児童福祉施設等従事者慰労金給付事業について（福祉部・教育委員会）

新型コロナウイルス感染症が拡大し、昨年3月には国の要請に基づき、小学校から高等学校までが臨時休業となったものの、社会機能の維持と保育や幼児教育の継続のために、保育所や認定こども園、幼稚園及び放課後児童クラブは開設し、利用児童の受入れを行ったところである。

また、その後の国の非常事態宣言発令中をはじめ、感染拡大による状況下にあっても児童福祉施設等の従事者は感染対策に万全を期し、感染防止に努めている状況にある。

こうした中、国においては昨年7月に新型コロナウイルス感染症対策支援として、医療・福祉従事者への慰労金給付事業を行ったが、社会的養護を担う保育士、幼稚園教諭、放課後児童クラブの支援員等（以下「児童福祉施設等従事者」という。）については対象外となっている。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、収束が見通せない中で感染リスクを抱えながらも使命感を持って、社会機能の維持と保育や幼児教育の継続に努めた児童福祉施設等従事者に対して慰労金を給付する。

#### (1) 主な内容

##### ① 対象者

学校が臨時休業を開始した令和2年3月2日から非常事態宣言の解除前日にわたる5月31日までの期間、市内の対象施設で、児童と接触を伴う業務に通算10日以上従事し、かつ、令和3年3月1日時点で継続して従事している保育士、幼稚園教諭、調理師、放課後児童クラブ支援員・補助員等

##### ② 対象施設

公立保育所、公立こども園、公立幼稚園、私立認可保育所、私立幼稚園、認可外保育施設、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所、放課後児童クラブ

##### ③ 給付額 1人当たり5万円

##### ④ 対象者数

1,389人(内訳:保育士等1,050人、放課後児童クラブ支援員等176人、幼稚園教諭等163人)

##### ⑤ その他

- ・公立の児童福祉施設及び幼児教育施設従事者は、個人申請とし、直接指定口座に振込。
- ・民間の児童福祉施設及び幼児教育施設従事者従事者は、各施設で申請を取りまとめ、代理受領として総額を指定口座に振込。

#### (2) 今後の予定

令和3年3月 石巻市児童福祉施設等従事者慰労金交付事業実施要綱の制定(2月28日遡及適用)

同月18日 申請受付開始

### 3 障害児保育相談のリモート環境整備について(福祉部)

本市では、公立保育所12施設で障害児の受入れを行っているが、その児童の保育が適正に行われるように専門医と連携し、保育士や保護者への相談指導体制をとっている。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と長期化することにより、これまでのように専門医が保育所を訪問しての相談事業の実施が困難になっている。

保育所の障害児等に対して、専門医の見地から保育士への保育方針の指示や児童保護者へのアドバイス等を定期的に行えるよう、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、専門医、保育士、児童及び保護者の相談をリモートで可能な環境を整える。

(1) 主な内容

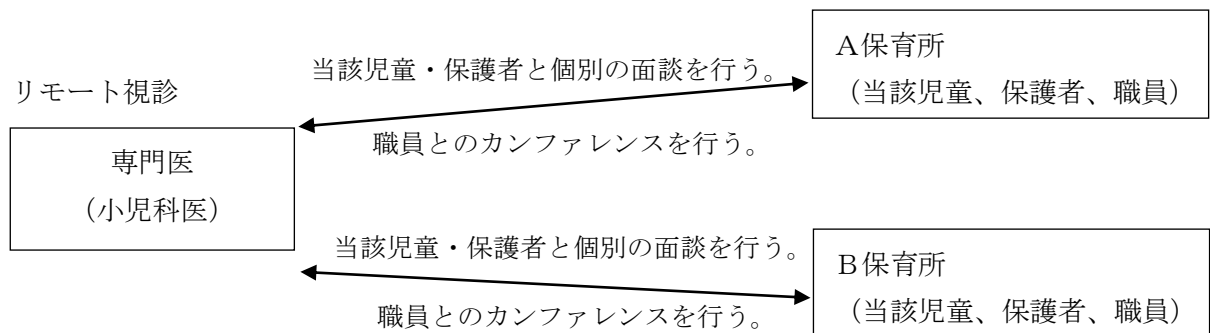
【事業内容】

① 実施予定回数  
年 8 回

② 相談指導の内容

- ・対象児童の生活や活動の様子を、事前に送付した資料をもとに視診を行う。
- ・視診の結果をもとに児童の保護者と面談を行い、必要に応じて発達の特徴を伝え、具体的な療育方法等について助言を行う。
- ・障害児担当保育士とのカンファレンスを行い、視診や保護者面談の結果をもとに具体的な保育の手立てについて助言をしたり、保育士の質問に医師としての見解を伝えたりする。

③ リモート視診のイメージ



④ 参考

- ・障害児保育施設数 : 12 (公立保育所)
- ・令和2年度利用児童数 : 44名 (令和3年1月末現在)

(2) 今後の予定

令和3年4月1日 運用開始

4 新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業等への独自支援策の変更及び追加について(産業部)

国では、新型コロナウイルス感染症対策として実施している、労働者の雇用の維持のための「雇用調整助成金」の特例措置の対象期間を「緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末」まで延長した。

また、緊急事態宣言の発出により、Go Toキャンペーン等が中止となり、社会活動の自粛ムードから飲食店等は大きな影響を受けている。

「石巻市雇用調整助成金利用促進補助金」の助成対象期間及び申請期限の延長や「石巻市飲食業等応援給付金」の交付により、市内事業者の事業の継続と雇用の維持を支援する。

(1) 主な内容

① 石巻市雇用調整助成金利用促進補助金の延長

ア 助成対象期間

雇用調整助成金の対象期間「令和2年4月1日から令和2年12月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年4月30日まで」に変更

イ 申請期限

「令和3年3月1日」を「令和3年7月31日」に変更

② 石巻市飲食業等応援給付事業（新規）

ア 概要

市内飲食店等に対し、事業継続のための応援給付金を交付する。

イ 交付対象者

令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月と前年同月比で、20%以上の売上の減少があった事業者

ウ 対象業種

飲食店、運転代行業

エ 支給額

令和2年12月～令和3年2月のうち対象となった月の減収額×3か月分（上限額300千円）

オ 申請期限

令和3年4月30日

※詳細は別紙のとおり

(2) 今後の予定

令和3年3月 石巻市飲食業等応援給付金交付要綱制定(施行予定年月日:令和3年3月18日)  
市ホームページ等により周知  
応援給付金申請受付開始

5 各学校における新型コロナウイルス感染症予防対策事業の実施について（教育委員会）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、収束が見通せない状況にあり、市立学校では感染症予防対策の消耗品が必要となっている。

市立学校において、感染症予防対策の消耗品を購入し必要な対策を講ずることにより、児童生徒の健康の保持増進を図る。

(1) 主な内容

新型コロナウイルス感染症予防対策として、各学校で使用するアルコール消毒剤、マスク、体温計、ハンドソープ等の保健衛生用品を購入する。

(2) 今後の予定

令和3年3月 保健衛生用品を各学校へ配布

6 市立学校の修学旅行中止等に伴うキャンセル料等補助金交付事業の実施について（教育委員会）

石巻市立小学校、中学校及び高等学校において、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を最優先

に考え、当初計画していた修学旅行を中止又は延期したことによりキャンセル料等が発生し、保護者の負担となっている。

※修学旅行は、学習指導要領上、特別活動の中の学校行事に位置づけられるものであり、学校教育活動の一環として児童生徒の心情等にも考慮し、各学校において計画・実施されるもの。

新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を中止又は延期したことに伴い、修学旅行の参加予定者又はその保護者が負担することとなるキャンセル料等に対し補助金を交付することにより、保護者等の負担軽減を図る。

(1) 主な内容

新型コロナウイルス感染症の影響により学校で当初計画した修学旅行を中止又は延期したことに伴いキャンセル料が発生し、修学旅行の参加予定者である児童生徒の保護者が負担することとなるキャンセル料に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 今後の予定

令和3年3月 支払

## 7 市立学校緊急連絡用携帯電話購入事業の実施について（教育委員会）

市立学校においては、これまで保護者からの緊急時の連絡先として校長や教頭等の個人用携帯電話を利用してきたが、新型コロナウイルス感染症対応で業務時間の内外を問わず、保護者等との連絡の機会が急増しており、令和2年12月25日付けで石巻市立小中学校長会会長から緊急連絡用携帯電話設置の要望書が提出された。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、収束が見通せない状況にあることから、校長会からの早急な携帯電話設置の要望を受け、新型コロナウイルス感染症対応のため、学校が個人用携帯電話を使わずに保護者や関係機関等と迅速に連絡調整を図ることのできる体制を整備する必要がある。

市立学校に緊急連絡用携帯電話を配布することにより、学校と関係機関、保護者等と緊急に連絡調整を行い、新型コロナウイルス感染症への迅速な対応を図る。

(1) 主な内容

市立小・中・高等学校・幼稚園に1台ずつ緊急連絡用の携帯電話を配布する。

（小学校：33校、中学校：19校、高等学校：1校、幼稚園：4園）

(2) 今後の予定

特に無し

## 8 石巻市学校施設整備保全計画の策定について（教育委員会）

国において、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成26年4月に地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定要請があり、本市では平成28年3月に策定した「石巻市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画として、平成30年度に教育委員会内に検討委員会を設置して検討を進め、今年度計画案をまとめた。

本市の学校施設は、昭和40年代から50年代に建築され築年数が30年以上経過しているもの

が6割以上を占めており、老朽化が進んでいる。これらの学校施設については、今後、一斉に耐用年数を迎え、多額の更新費用が見込まれることから、トータルコストの縮減及び予算の平準化を図る必要がある。

学校施設に求められる機能の充実を図るとともに、長寿命化や予防保全型の改修方針に転換することにより、限られた財源の中で学校施設の維持管理・修繕・更新を適切に実施し、トータルコストの縮減・予算の平準化の実現を図る。

## (1) 主な内容

文科省で作成した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」に示されている考え方や、計画に盛り込むべきとされている内容に準拠し、「石巻市学校施設整備保全計画」を策定する。

### 【計画概要】

#### ① 計画の構成

- 第1章 学校施設整備保全計画の背景・目的
- 第2章 学校施設の目指すべき姿
- 第3章 学校施設の実態
- 第4章 学校施設整備の基本方針
- 第5章 全体計画
- 第6章 整備年次計画
- 第7章 整備保全計画の継続的運用方針

#### ② 施設整備優先順位付けの考え方

建物ごとに劣化度合いを点数化した「優先順位点数」を算出し、点数の低い建物を優先して整備するものとする。

※「優先順位点数」(200点満点) = 「築年度点数」 + 「健全度点数」

※築年度点数：建物の築年数を相対的に評価した点数

※健全度点数：目視で確認できる建材や設備機器等の劣化度合いの評価点数

※詳細は別紙のとおり

## (2) 今後の予定

令和3年 3月 市議会環境教育委員会で報告

### 【その他】

- ・震災復興10年目の御礼状について(総務部)
- ・東日本大震災石巻市追悼式について(総務部)
- ・市議会議員との懇親会中止について(総務部)
- ・福島県沖地震に伴う対応について(財務部)

以上